

## 令和4年度介護保険料にかかる新型コロナ減免の実施について

- 令和3年度に続き、令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的困窮を余儀なくされた65歳以上の市民（介護保険第1号被保険者）に対し、介護保険料の減免を実施することとなっております。
- 別紙のチラシ（第1号被保険者（65歳以上）の皆さまへ）を納入通知書等に同封
- 減免を受けるための要件につきましては、下記の基準等となっております。

- 減免対象の介護保険料：令和3年度分の普通徴収随時期分、および令和4年度分

徴収方法	令和3年度分	令和4年度分
普通徴収	随時期分	第1期分～第8期分
特別徴収	—	令和4年4月分～令和5年2月分

- 減免基準（厚生労働省より令和4年3月14日通知）※令和3年度（現行）の減免基準と変更なし

減免基準		算定方法
①	世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、もしくは重篤な傷病を負った（1か月以上の治療が必要になった）場合	減免対象保険料の全額を減免
②	世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少が見込まれ、次の2つの要件を満たした場合 ア. 令和4年の事業収入等が令和3年分と比較して3割以上減少する見込がある（令和3年の当該所得金額、合計所得金額が0円以下の場合を除く） イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である ※ 事業収入等：事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれか。 ※ 事業収入等の減少額は、保険金などで補填があった分を除いて算定。	減免対象保険料のうち、算定式に基づいて算定した金額

これまでの実績

※令和4年3月末時点

賦課年度	主たる生計維持者が…				合計
	死亡 (全額減免)	重篤な傷病 (全額減免)	収入減少 (減額割合：全部)	収入減少 (減額割合：8割)	
令和元	10,600円 (1人)	0円 (0人)	913,690円 (66人)	293,000円 (21人)	1,217,290円 (88人)
令和2	46,200円 (1人)	0円 (0人)	5,526,540円 (78人)	1,881,630円 (22人)	7,454,370円 (101人)
令和3	2,150円 (1人)	0円 (0人)	4,798,400円 (63人)	432,620円 (5人)	5,233,170円 (69人)
合計	58,950円 (3人)	0円 (0人)	11,238,630円 (207人)	2,607,250円 (48人)	13,904,830円 (258人)

※令和3年度については実績見込

(資料作成者：高齢介護課 保険料係)

## 第1号被保険者（65歳以上）の皆さまへ

飯塚市 高齢介護課 保険料係

### ～重要なお知らせ～

**新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人は  
介護保険料の減免を受けられる場合があります**

今回、介護保険料の納入通知書（または変更通知書）を送付させていただきましたが、飯塚市では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などに対して、介護保険料を減免する制度を設けております。

減免を受けるには、下記の要件1または2のいずれかを満たした人に限られますが、要件に該当し、介護保険料の減免をご希望される場合は、減免申請の手続きをお願いいたします。

#### 記

##### ○減免を受けるための要件

1. 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、もしくは重篤な傷病を負った（1か月以上の治療が必要になった）場合
2. 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少が見込まれ、次の2つの要件を満たした場合
  - ア. 令和4年の事業収入等が令和3年分と比較して3割以上減少する見込がある（令和3年の当該所得金額、合計所得金額が0円以下の場合を除く）
  - イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である

※事業収入等：事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれか。

※事業収入等の減少額は、保険金などで補填があった分を除いて計算してください。

（裏面に続きます）

○減免対象の介護保険料

令和3年度分の普通徴収随時期分および令和4年度分が対象です。

徴収区分	令和3年度分	令和4年度分
普通徴収	随時期分	第1期分～第8期分
特別徴収	—	令和4年4月分～令和5年2月分

○減免申請に必要なもの（ご不明な場合は事前にお問い合わせください）

- ・介護保険料減免申請書（飯塚市公式ホームページにて取得できます）
- ・収入状況（見込）申告書（飯塚市公式ホームページにて取得できます）
- ・減免理由を証明することができる添付書類（下記の例をご覧ください）
- ・補填金がある場合は、補填金額が分かる明細書・通帳・保険契約書 など
- ・申請者（窓口に来る人）の身元確認書類（例）運転免許証 など
- ・減免を受けたい被保険者の被保険者番号、個人番号がわかるもの

\*郵送での申請も受付可能です。郵送対応の場合、ご提出いただいた書類について、電話確認をさせていただく場合があります。

【減免理由を証明することができる添付書類の例】

例1 世帯の主たる生計維持者が死亡／重篤な傷病を負った … 死亡診断書・診断書

例2 世帯の主たる生計維持者が事業を廃止した … 廃業届出書 など

例3 世帯の主たる生計維持者が失業した … 事業主の証明書 など

例4 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が減少見込である場合

（事業収入の場合）令和4年1月分から直近までの収入がわかる帳簿 など

（給与収入の場合）令和4年1月支給分から直近までの給与明細書 など

○補足事項

- ・減免申請には審査があります。申請をしたことによって、無条件に減免が決定となるものではありません。また、特別徴収の場合は、減免の決定後から最低でも2ヵ月間は徴収額が変更になりませんので、ご了承ください。
- ・要介護（支援）認定をお持ちの場合または事業対象者である場合、介護サービス等の自己負担額についても同時に減免を受けられることがあります。

【お問い合わせ先】

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 高齢介護課 保険料係（本庁1階13番窓口）

電話：0948-22-5500（内線：1135・1136） FAX：0948-25-6214

飯塚市HPにも掲載しています  
HPのQRコードはこちら

